

平成29年7月九州北部豪雨による
森林・林業関係被害への対応

平成29年7月九州北部豪雨による森林・林業関係被害への対応

1 対策チームの設置	・・・	2
2 対策チームにおける被害状況の把握	・・・	3
3 対策チームによる発生状況の分析	・・・	4
4 対策チームの今後の活動	・・・	5
5 国の「流木災害等に対する治山対策検討チーム」の設置	・・・	6
6 平成24年7月九州北部豪雨による森林・林業被害の調査結果	・・・	7
7 森林・林業関係の平成29年度当初予算	・・・	8
8 治山対策の効果	・・・	9
9 平成29年7月九州北部豪雨による森林・林業被害の応急処置	・・・	11
10 第6回検討委員会でとりまとめた報告書	・・・	12
11 第6回検討委員会でとりまとめた報告書の是非	・・・	14

1 対策チームの設置

- 7月5日からの記録的な豪雨により、至る所で山地災害が発生し、山腹の崩壊により流出した土砂や流木によって、朝倉市、東峰村を中心に、家屋や道路等が崩壊するなど甚大な被害が発生した。
- このため、山地災害の全容を早急に把握するとともに、森林が崩壊した要因、流木が発生した要因等を調査し、復旧対策を検討するため、庁内の複数の関係部署で構成される「山地災害対策チーム」を7月20日に設置。

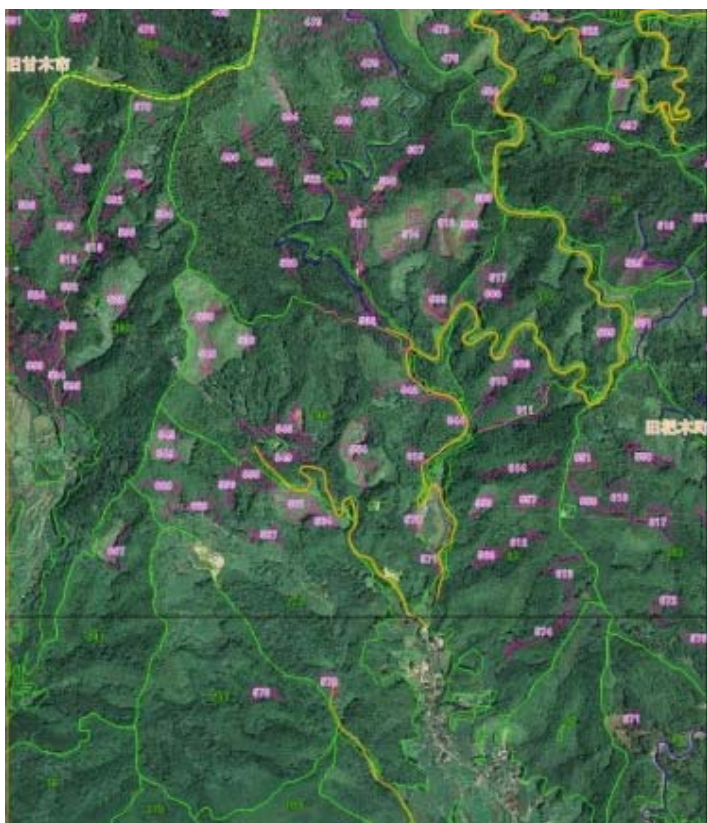
■ 検討事項

- 山地災害の発生箇所及び森林、地形、地質等の概況調査
- 山地災害の発生状況の分析
- 復旧方法
- その他

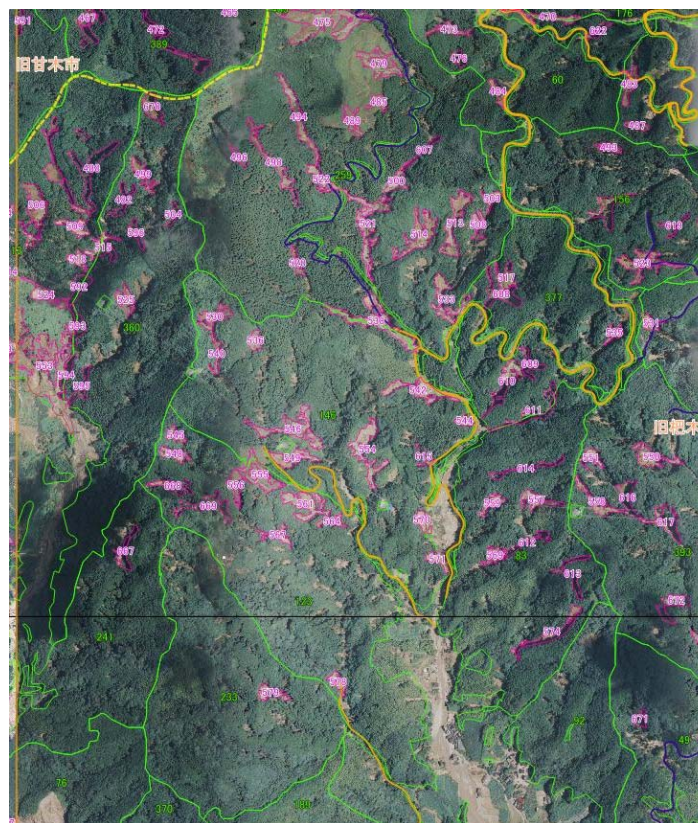
2 対策チームにおける被害状況の把握

○ 被害の状況を早急に把握するため、まずは、被災前の航空写真と、被災後の航空写真を、GIS上で比較しながら、崩壊箇所的位置、規模を特定し、樹種、林齢等との関係を整理。

○ 被災前の航空写真



○ 被災後の航空写真



3 対策チームによる発生状況の分析

○ 樹種別の崩壊割合は、民有林全体の割合とほぼ同程度で、樹種による崩壊の差は認められない。

○ 樹種別の崩壊地の割合

(単位: ha)

区分	人工林					天然林等	計
	スギ	ヒノキ	マツ等	クヌギ等	計		
民有林全体	7,694	4,795	65	327	12,880	1,956	14,836
割合	52%	32%	0%	2%	87%	13%	100%
崩壊地	140	101	1	13	255	28	283
割合	49%	36%	0%	4%	90%	10%	100%

4 対策チームの今後の活動

- 森林の状況等と崩壊箇所との関係等を明らかにするため、山腹崩壊や溪流の荒廃状況の現地調査の実施を予定。
- 山地災害の発生箇所及び森林、地形、地質等の概況調査や、山地災害の発生状況の分析を踏まえ、復旧方法等を検討することとされている。

■ 現地調査の概要(予定)

- 月 日 8月23日(水)
- 調査者 チーム(県農林水産部)
東京大学 太田名誉教授
林野庁治山課

■ チームの検討事項(再掲)

- 山地災害の発生箇所及び森林、地形、地質等の概況調査
- 山地災害の発生状況の分析
- 復旧方法
- その他

5 国の「流木災害等に対する治山対策検討チーム」の設置

- 国においても、今回の災害は、特に、山腹崩壊に伴う流木が下流に大きな被害を与えていることから、流木被害等の実態を把握し、流木や崩壊土砂の流下形態を検証したうえで、今後の効果的な治山対策の在り方を検討するため、林野庁内に「流木災害等に対する治山対策検討チーム」が7月12日に設置された。
- 国のチームによる現地調査は7月19日から21日まで行われ、森林の状態（樹種、林齢、間伐の有無）による関連は認められなかった。
- 10月中旬を目途に中間とりまとめが行われる予定。

■ 国の調査結果の概要

- ・地質は、変成岩、安山岩、凝灰岩など、多様であり、特定の地質で崩壊が発生しているとは言えるものではなかった。
- ・間伐等施業実施の有無による崩壊発生との関連は確認できなかった。
- ・根系の深さは約1～2m程度であり、地質条件に応じた深さまで成長していた。また、崩壊は表層崩壊が多かった。
- ・作業道が原因となり崩壊が発生したものは確認できなかった。

7 森林・林業関係の平成29年度当初予算

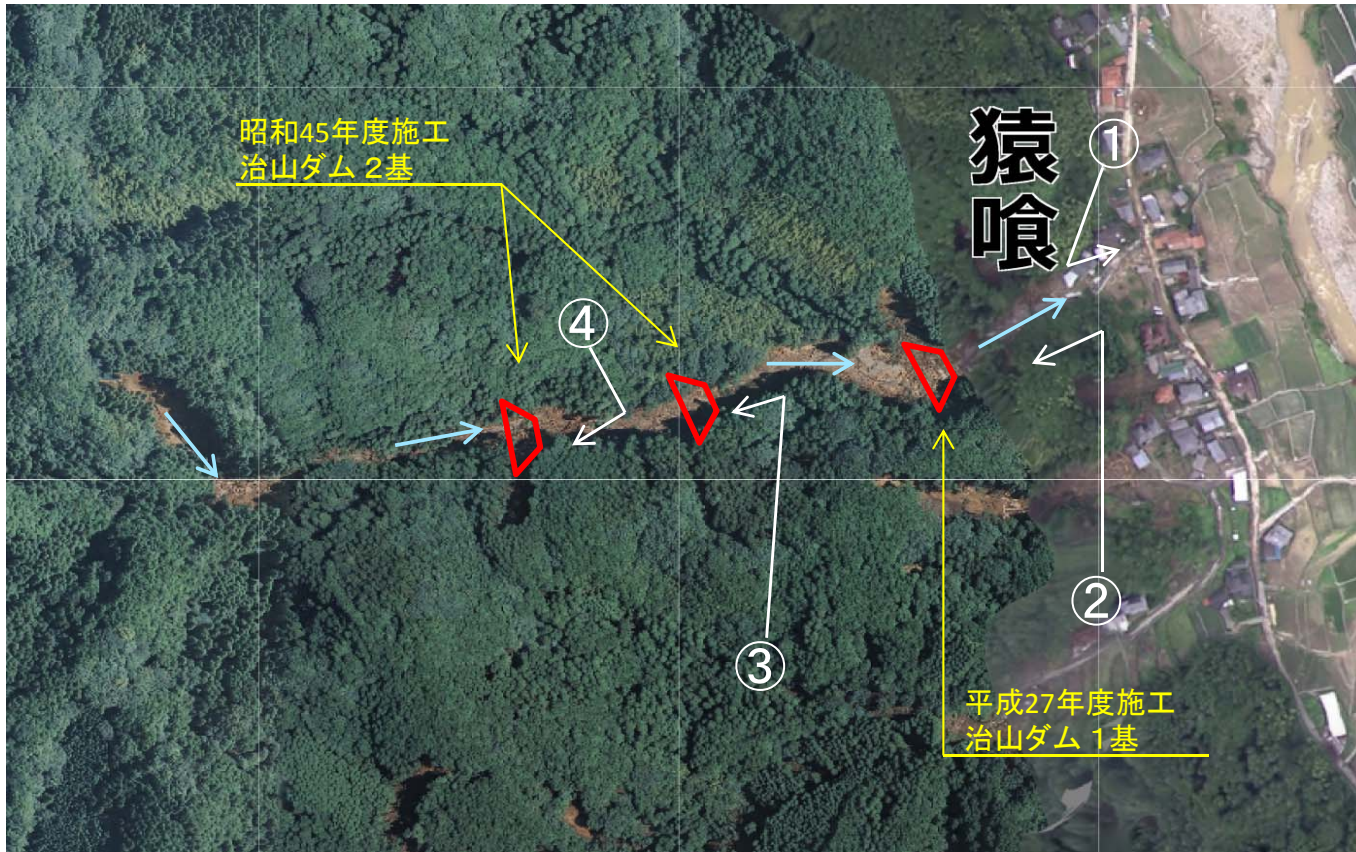
- 森林・林業関係の平成29年度当初予算は、133億円余。
- 林業振興や森林整備に係る予算は、約3割となる36億円余。
- 治山に係る予算は、約4割となる49億円余。
- 森林環境に係る予算は、約2割となる29億円余。

(単位:千円)

予算区分	内容	H29当初予算	割合
林業振興費	県産材の供給と需要の拡大に要する経費等	497,028	4%
森林整備費	植栽、下刈、間伐、林道開設など、林業生産活動の支援に要する経費	3,160,683	24%
治山費	山地に起因する災害から県民の生命・財産の保全に要する経費等	4,961,186	37%
森林環境費	森林環境税を活用した荒廃森林を再生する間伐に要する経費等	2,980,883	22%
その他	緑化推進費等	1,701,368	13%
計		13,301,148	100%

資料:福岡県調べ

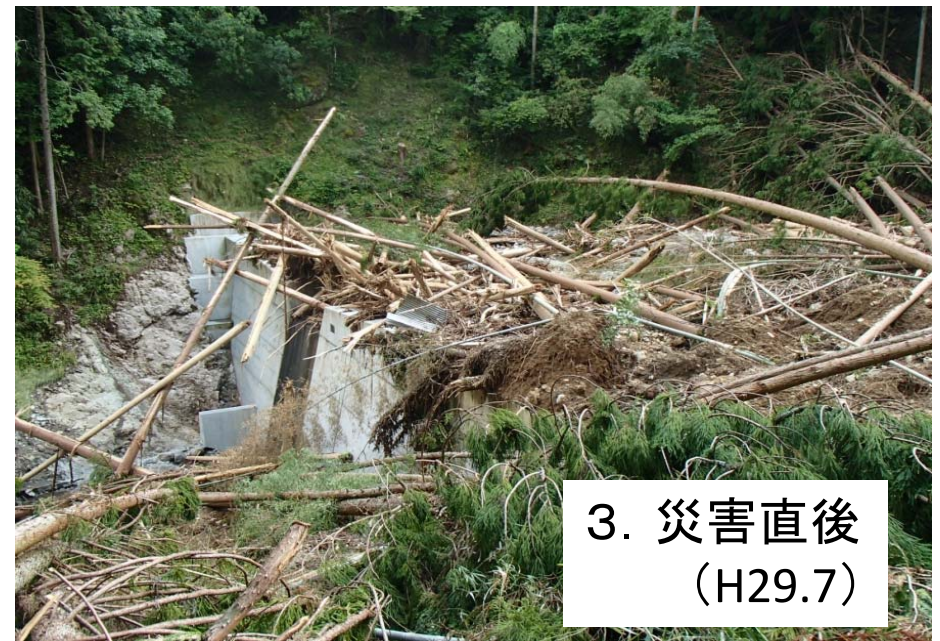
8 治山対策の効果 (治山ダムが土砂や流木を捕捉し、下流の被害を軽減)



被災箇所

あさくらぐん とうほうむら ふくい さるばみ
朝倉郡東峰村大字福井字猿喰 地区

8 治山対策の効果 (治山ダムが土砂や流木を捕捉し、下流の被害を軽減)



9 平成29年度7月九州北部豪雨による森林・林業被害の応急処置

- 二次災害を防止するため、治山施設等で緊急的な対応として、流出した土砂の撤去や、大型土嚢による土留め等を実施。
- 今後、災害査定や国との協議を経て、本格的な復旧作業に着手。

■ 治山施設における土砂の撤去及び土嚢袋による土留め



<着手前>



<完了後>

10 第6回検討委員会でとりまとめた報告書

○ この検討委員会での議論に加え、県民の皆様からも様々な形で意見を伺いながら、「福岡県森林環境税を継続して、森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策、森林を守り育てる気運の向上に向けた施策を実施していくことが適当」とまとめたところ。

○ 福岡県森林環境税検討委員会の経過

- 第1回(H28.10. 6) 森林環境税によるこれまでの取組
- 第2回(H28.11.17) 本県森林・林業の現状と課題
- 第3回(H28.12.20) 森林保全のための施策
- 第4回(H29. 2.17) 中間報告のとりまとめ
- 第5回(H29. 5.19) 中間報告に対する意見募集の結果
- 第6回(H29. 6.27) 最終報告のとりまとめ

○ 県民への意見聴取の経過

市町村、関係団体等への説明会(H29. 1.17～26)

(県内7箇所で開催し、203名の参加。
説明がなされた強度間伐などの公益的機能の長期的発揮に向けた手法について、良いと思う参加者が191名。)

県民を対象としたシンポジウム(H29. 2. 5)

(森林環境税の取組や、今後の「ふくおかの森林」について県民の皆さんと一緒に考えるためのシンポジウムに、468名の参加。荒廃した森林の再生等を税や募金で支えたい、ボランティアとして支援したいなど、何らかの形で支援をしたいと思う参加者が395名。)

中間報告に対する意見募集(H29. 4. 3～5. 2)

(133件の意見があり、うち中間報告に沿う主旨の意見は約6割に相当する77件。)

10 第6回検討委員会でとりまとめた報告書

○ 報告書では、「森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策、森林を守り育てる気運の向上に向けた施策」を具体的に示したところ。

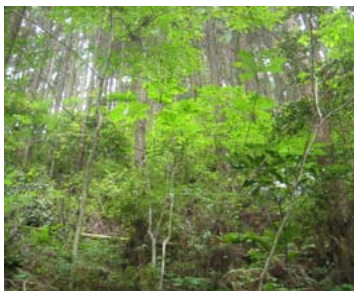
○ 森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策

これまでは、既に荒廃した森林では土砂災害や洪水、濁水等が発生することが懸念されたため、公益的機能の回復を目的に緊急に再生する取組が進められ、平成29年度までに概ね再生される見込みですが、全ての荒廃森林の再生が必要です。

今後新たに荒廃する恐れのある森林約3万haについては、森林所有者が将来にわたって管理を行うことが困難と見込まれるため、公益的機能を長期的に発揮させる取組が必要です。また、海岸防風林の保全など、地域の実情に応じた取組も必要です。

【公益的機能を長期的に発揮する森林の姿（イメージ）】

- スギ・ヒノキ等の針葉樹と、広葉樹が混在する森林
- 成立本数が少ない、高齢級スギ・ヒノキ林
- 潮風や飛砂から家屋等を保全する海岸沿いの松林



○ 森林を守り育てる気運の向上に向けた施策

森林の有する公益的機能は県民が広く公平に享受しているという視点に立ち、今後一層、森林を県民共有の財産として守り育てる気運の向上に向けた施策も行う必要があります。具体的には次の施策が考えられます。

○森林環境教育



【施策のイメージ】

○県民参加の森林づくり



○公共施設における木製品の展示



11 第6回検討委員会でとりまとめた報告書の是非

- 災害への対応については、県に設置されている山地災害対策チームの議論等を注視することが必要。
- 荒廃森林の再生や荒廃の未然防止等の取組は、遅滞することなく進めていくことが必要。

【参考】

- 福岡県森林環境税検討委員会報告書 抜粋

- ・今後の森林環境税の在り方(P42)

「1森林環境税導入の経緯、2森林環境税の収入状況等、3森林環境税を活用した事業と成果、4森林・林業を取り巻く情勢、5県民の意見等」の状況を総合的に判断すると、森林を森林所有者の林業活動だけでは支えられない状態が続いており、県民の安全・安心な暮らしを支えるため、福岡県森林環境税を継続して、森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策、森林を守り育てる気運の向上に向けた施策を実施していくことが適当。

- ・課税の在り方(P44)

森林吸収源対策のための税を含めた社会経済情勢の変化等を踏まえ、一定期間経過後に、福岡県森林環境税の在り方について再度検討を行う必要。